



2月24日「2026年度夏季手当の基礎額」に関する団体交渉開催

多くの社員の夏季手当基礎額が マイナスとなる構成には反対！

★期末手当の基準額については認識一致★

◎労働条件に関する協約 第371条「基準額については交渉して決定する。」



◎賃金規程 第143条「基準額については別に定めることによる。」

★現時点で基礎額を決定する議論の認識の一致がはかれず、基礎額だけで回答はできない…

組合：基準額の基となる基礎額を協議しない限り、基準額を決める議論ができない。

経営側：夏季手当の申し入れを通じて、基準額を含めて決めていくものだと考えている。

基礎額を含めて、夏季手当の団体交渉の中で基準額を決定するというプロセスにある。

東日本ユニオンの期末手当の算定基礎の考え方！！

要求！2026年度夏季手当の基礎額は以下の賃金の合計額とすること！

- ①職務能力給 ②マネジメント手当 ③業務手当 ④住宅等手当（地域額）社員一律45,000円
- ⑤扶養手当（現行の扶養手当を廃止せず、扶養する者1人につき一律20,000円とすること。
また、普通障がい者は年齢を問わず扶養親族とすること）

- ・長年、期末手当の団体交渉は「基準内賃金」で双方議論して基準額を決定してきた
- ・現在提案されている「役割遂行賃金」は、従前の「基準内賃金」と言われている
- ・今まで「基準内賃金」としていた、都市手当（住宅手当）と扶養手当（子ども手当）は「役割遂行賃金」には入らない
- ・「役割遂行賃金」が基礎額となると、主務職以上の社員は実質的に額が大きくなるが、多くの社員がマイナス要素となる構成になる
- ・この間「都市手当」や「扶養手当」を「基準内賃金」としてきた理由があった。生活の要素が大きく関わる手当として、期末手当にも基礎額として反映してきた。これを無くすことは認められない

生活を支える賃金・手当として東日本ユニオンの要求を実現しよう！